第百五十五条の四十三第二項第二号中「益金不算入」の下に「又は第二十五条の二第一項（受贈益の益金不算入）」を加え、同項第四号中「個別帰属益金額」を「個別益金額」に、「同項第一号に係る部分の金額」を「同項第一号に掲げる金額にあつては、法第八十一条の三第一項（法第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）に係る部分に限る。）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額」に、「同条第二項」を「法第二十六条第二項」に改め、同項第五号中「第八十一条の九第三項」を「第八十一条の九第四項」に、「個別帰属損金額」を「個別損金額」に改め、「達するまでの金額」の下に「並びに同条第三項に規定する政令で定めるものに相当する金額」を加え、同項第六号中「同項に規定する収入すべき金額」を「当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として帰せられる金額」に改め、同項第七号中「同項に規定する支出すべき金額」を「当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として帰せられる金額」に改め、同条第五項中「個別益金額を計算する場合における同条第三項に規定する収益の額から個別損金額を計算する場合における同項に規定する損失の額」を「同条第三項に規定する資産の同項に規定する帳簿価額から同項に規定する負債の同項に規定する帳簿価額」に改める。

第百五十五条の四十六中「第八十一条の九第五項」を「第八十一条の九第六項」に改める。

第百五十五条の四十七を削り、第二編第一章の二第三節中第百五十五条の四十八を第百五十五条の四十七とする。

第百五十五条の四十九第一項中「第百五十五条の四十八」を「第百五十五条の四十七」に改め、同条第二項及び第三項中「第百五十五条の四十八第一項」を「第百五十五条の四十八第一項」に改め、同条を第百五十五条の四十八とする。

第百五十六条第一項中「民事再生法の規定による」を削り、同条第二項中「同項の規定」を「同項」に、「同条第四項の規定」を「同条第四項」に、「第八十条第六項」を「第八十条第五項」に、「第八十一条の九第四項各号」を「第八十一条の九第五項各号（第三号を除く。）」に改め、「（当該連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に当該還付請求書を提出する場合には、同項第四号を除く。）」を削る。

第百五十七条第一項中「第百五十八条の七」を「第百六十四条（個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算）」に改め、同条第九項中「分社型分割」を「分割」に改める。

第百五十八条第五項中「分社型分割」を「分割」に改める。

第百五十九条から第百六十一条まで、第二編第三章の章名及び同章第一節の節名並びに第百六十二条から第百六十四条までを削り、第百五十八条の七を第百六十四条とする。

第百五十八条の六第三項中「分社型分割」を「分割」に改め、同条を第百六十三条とする。

第百五十八条の五第二項中「分社型分割」を「分割」に改め、同条を第百六十二条とする。

第百五十八条の四第四項中「分社型分割」を「分割」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百五十八条の三第三項中「分社型分割」を「分割」に改め、同条を第百六十条とする。

第百五十八条の二第五項中「分社型分割」を「分割」に改め、同条を第百五十九条とする。

第百六十四条の二から第百六十四条の四までを削る。

「第二節　継続等の場合の課税の特例」を削る。

第百六十五条から第百七十二条までを次のように改める。

第百六十五条から第百七十二条まで　削除

第百七十四条第一項第二号中「。第百七十五条第一項第二号（更正又は決定による清算中の予納額に係る延滞税の還付金額の計算等）において同じ」を削り、「第百五十五条の四十八」に改め、同条第二項中「第百五十五条の四十九」を「第百五十五条の四十八」に改め、同条第三項中「第百五十五条の四十八」を「第百五十五条の四十九」を「第百五十五条の四十七」に、「第百五十五条の四十九」を「第百五十五条の四十八」に改める。

第百七十五条を削る。

第百七十四条の二第一項中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第百三十四条の二第四項第三号」を「第百三十五条第四項第三号」に改め、同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　特別清算開始の決定があつたこと。

第二編第四章中第百七十四条の二を第百七十五条とし、同章を同編第三章とする。

第百七十七条第一項第三号中「その他これに」を「（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。）、所得税法施行令第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約その他これらに」に改める。

第百八十三条中「生命保険契約、損害保険契約」を「保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約、所得税法施行令第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約、保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約」に改める。

第百八十八条第一項第十七号中「第九項」を「第八項」に改め、同項第十八号中「及び次号」を削り、同号イ中「この項」を「この号」に改め、同号ロ中「この号」の下に「及び第八項」を加え、同項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号を同項第二十号とし、同条第七項中「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　外国法人の法第百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額につき、同条の規定により法第六十二条の四の規定に準じて計算する場合において、当該外国法人が第一項第十八号に規定する適格現物出資事業年度後の事業年度において事業継続要件又は株式管理要件のいずれかを満たさないこととなつたときは、次に定めるところによる。

一　当該移転をした資産及び負債の適格現物出資の時の価額と当該移転をした資産及び負債の法第六十二条の四に規定する直前の帳簿価額との差額に相当する金額を当該外国法人のその要件を最初に満たさないこととなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

二　当該外国法人の当該株式の帳簿価額については、事業継続要件又は株式管理要件を最初に満たさないこととなつた時の直前（事業継続要件の場合には、その最初に満たさないこととなつた日）において前号の規定により益金の額に算入された金額に相当する金額の増額があつたものとする。

第百八十八条第九項の表第二十二条第一項第一号（株式等に係る負債の利子の額）の項の前に次のように加える。

第二十一条第二項第一号（負債の利子に準ずるもの）	第二条第三項	第二条第八項
	生命保険会社	外国生命保険会社等
	第百十六条第一項	第百九十九条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法第百十六条第一項
第二十一条第二項第二号	第二条第四項	第二条第九項
	損害保険会社	外国損害保険会社等

第百八十九条中「第百四十三条第二項」を「第百四十三条第五項第一号」に改める。

第百九十二条第二項中「第百五十八条の三第一項」を「第百六十条第一項」に改める。

第百九十三条中「前編第四章」を「前編第三章」に改める。

附則第十三条第四項、第十四条第二項及び第十五条第二項中「分社型分割」を「分割」に改める。